特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	☑ 別途工事との工程調整が必要あり	☑ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☑ その他（現地工事一般荷役との調整） ☐ 別途協議 ）
	☑ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☑ 制限する工種名（ 現地作業一般 ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ）
	☐ 工期	☐ 工期は、繰越手続きが完了後、契約の日から（ ）日間に変更します。
	☐ 他機関との協議が未完了	☐ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	☐ 占用物件との工程調整の必要あり	☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ））
	☑ その他（ 関係官庁との調整 ）	☑ その他（ 労働基準監督署、税関、国土交通省等の関係官庁 ）
用地関係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図 ☐ No. ～No. ☐ 別途協議 ） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 平成 年 月頃 ☐ 別途協議 ）
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
公害対策関係	☑ 施工方法の制限あり	☑ 制限項目（ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☑ 排出ガス ☐ その他（ ）) ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 施工時期（ ）
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前・事後調査 ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 調査費（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 交通管理要員の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☐ 配置人員数（ 人） （うち交通誘導警備員A（ 人）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ☐ 施工時間の制限
	☐ 近接公共施設等に対する制限	☐ 工法制限あり ・近接公共施設名等（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ）） ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別途図面 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議 ）
	☐ イメージアップ経費適用工事	☐ イメージアップの内容（率分）（ ） ☐ イメージアップの内容（積上）（ ）
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合

平成26年10月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	□ 一般道路（搬入路）の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり □ その他（ ）	□ 経路及び使用期間の制限内容 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 使用中及び使用後の措置 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 用地及び構造 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 安全施設 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 使用中及び使用後の措置 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ その他（ ）
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり □ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他（ ） □	□ 使用期間及び借地条件 （ □ 別添図等 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 転用あり（ 回） □ 兼用あり（ ） □ その他（ ） □ 構造及び設計条件 （ □ 別添図等 □ その他（ ） □ 別途協議 ） □ 施工方法（ ） □ その他（）
残土・産業廃棄物関係	□ 残土処分（自由処分） □ 残土処分（指定処分・他工事流用） □ 産業廃棄物の処理条件あり □ 提出書類あり □ その他（ ）	□ 残土処分地（ □ 別途資料 □ その他（ ） □ 別途協議 ） 運搬距離（L＝ km） □ 処分地の処理条件あり （ □ 押土整地 □ その他（ ）） □ 産業廃棄物の種類 （ □ コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他（ ）） □ 産業廃棄物の処分地 （ □ 再生処分場（ ） □ 最終処分場（ ） □ 別添図書 □ その他（ ） □ 別途協議 ） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 □ 処分地での処理費 （ □ 計上あり（ □ 処理料 □ 押土整地 □ 被覆土） □ その他（ ） □ 別途協議） □ 処分場の受入条件 （ ） □ その他（ ）
工事支障物件関係	□ 工事支障物件あり □ その他	□ 支障物件名 （ □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他（ ）） □ 移設時期 （ □ 平成 年 月 頃 □ 別途協議） □ 防護 （ ） □ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合

平成26年10月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
排水工（濁水処理を含む）関係	□ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり □ 水質調査等必要あり □ その他（　　　）	□ 項目及び基準値（　　　） □ 調査項目（　　　） □ その他（　　　）
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり □ 提出書類あり □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 □ その他（　　　）	□ 工法区分（　　　）　材料種類（　　　）　施工範囲（　　　） □ 削孔数量（　　　）　注入量（　　　）　その他（　　　） □ 工法関係（　　　）　材料関係（　　　） □ その他（　　　）
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり □ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について □ その他（　　　）	□ 再生材の種類（ □ 再生Asコン　□ 再生路盤材　□ 再生クラッシャーラン　□ 道路用盛土材　□ 再生コン砂 ） □ 再生材が使用出来ない場合の措置（ □ 新材に変更　□ その他（　　　）☑ 別途協議 ） □ 再生コンクリート砂（１購入先当たり１検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 （認定製品の品名：　　　） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 □ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：　間伐材製工事用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス ） □ その他（　　　）
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり □ 現場発生品あり □ 支給品あり □ 盛土材等工事間流用あり □ その他（　　　）	□ 保管場所（　　　）　期間（　　　）　その他（　　　） □ 品名（　　　）　数量（　　　）　保管場所（　　　）　その他（　　　）） □ 品名（　　　）　数量（　　　）　引渡場所（　　　） 時期（平成　年　月　日）　その他（　　　） □ 運搬方法（ □ 受注者で運搬　□ 受注者以外で運搬　□ 別途協議　□ その他（　　　）） □ 引渡場所（ □ 別添図等　□ 別途協議　□ その他（　　　）） 数量（　　　）　運搬距離（L＝　　　km） □ その他（　　　）
適用条件		☑ 三重県公共工事共通仕様書（平成２４年７月版）を適用　（部分改正を行った内容も含む（最新改正：平成２６年　７月　１日）） 三重県を四日市港管理組合と読み替え以下を準用する。 □「土木構造物設計マニュアル（案）　　　編」を適用 □ その他（　　　）
監督の区分 （共通仕様書第1編第1章1-1-22条第6項に規定する表1-2、表1-3）	☑ 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） □ 重点監督	重点監督の場合　【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 ☑ 全ての工種に適用する。 □ 対象工種（　　　） ※これ以外は、一般監督とする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合

平成26年10月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	☐入札時ＶＥ方式 ☑契約後ＶＥ方式 ☐設計・施行一括発注方式 ☐プロポーザル方式 ☑総合評価方式	☐契約前のＶＥ提案に基づき施工しなければならない。 ☑契約後にＶＥ提案を受け付ける。 ☐細部設計の承認を受けなければならない。 ☑本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の１割を減点します。
電子納品	☑工事完成図書（工事写真含む） ☐電子納品対象外	☑工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、（ ☑３部 ☐（ ）部）とする。 ☑四日市港管理組合ＣＡＬＳ電子納品運用マニュアル（案）（平成24年3月改訂）を適用 ☑印刷物（紙）により、３部提出すること。※「その他」については５部提出すること。 ☑全写真のサムネイル印刷 ☑代表写真のA4版3枚割付印刷 ☑出来形品質管理資料 ☑その他（ 取扱説明書、保守及び消耗品図書 ）
産業廃棄物税		☑本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の４月１日から８月３１日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録		☑三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		☑三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
県内企業優先使用	☑県内企業優先使用	☑本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品優先使用	☑建設資材の県内産製品優先使用	☑本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 ☑本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を受けた場合の措置	☑不当介入を受けた場合の措置	☑暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) （１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	☑工事実態調査	☑四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第３条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合

平成26年10月